

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画策定の経緯

わが国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明した「1.57ショック」を契機に始まりました。その後、国は様々な方針や取組を発表・実行し、各自治体もそれに基づき、取組を進めてきました。

平成24年には「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すこととされました。

平成30年には全ての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、令和2年度を初年度とする第2期計画の策定に向け、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い基本方針が改正され、各種取組が進められました。

本市においては、令和2年3月に「第2期朝来市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子ども・家庭・地域を笑顔でつなぐ 子育て・子育て応援のまち 朝来』を基本理念に掲げ、様々な事業を通して、「子育て」「子育て」の支援に取り組んできました。この「第2期計画」が令和6年度に最終年度となることから、社会情勢や国の動き、子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、次期計画となる「第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

なお、令和5年4月1日に発足した「こども家庭庁」の創設や令和5年4月に施行された「こども基本法」などの動きがある中、同法第10条において、市町村は、こども大綱(及び県こども計画)を勘案して『こども計画』を作成することが努力義務化されています。また、この『こども計画』は、“子ども・子育て支援事業計画”、“次世代育成支援行動計画”、“子どもの貧困対策計画”、“子ども・若者計画”を一体のものとして作成することが可能となっています。

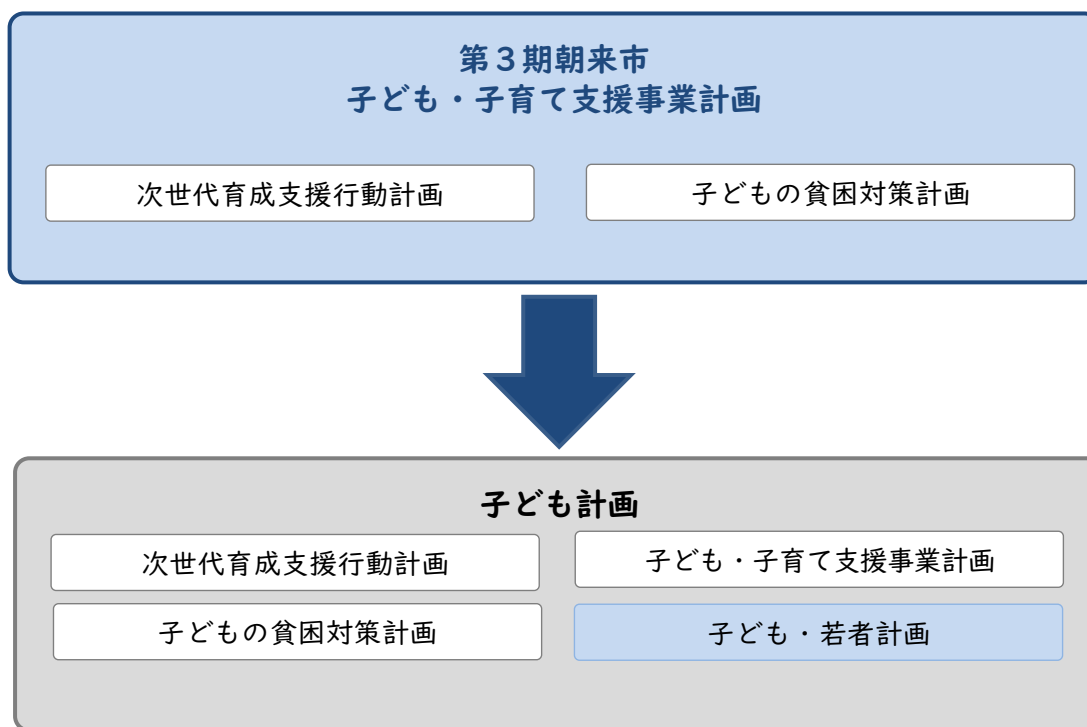
こども家庭庁では、都道府県は国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することとしています。兵庫県では、令和6年度にこども計画を策定することとしていることから、本市においては、今年度は「第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画」として策定し、県の子ども計画を勘案しつつ、来年度以降に「朝来市こども計画」を策定することを検討していきます。

●こども基本法●

（都道府県こども計画等）

第十条 1項～4項省略

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。



2. 子ども・子育て支援事業計画の概要

計画の目的	●質の高い幼児期の教育・保育^{※1}の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業^{※2}の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ること ⇒「子ども・子育て新制度」を推進していくため、質の高い教育・保育の提供体制をどのように整え、どのような子育て支援を進めていくかを定めるための計画
計画の内容	●国の基本指針に即して、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、次の3点を定める。 1. どの程度のニーズがあるのか 2. そのニーズをどの程度満たすのか（＝確保の内容） 3. ニーズを満たすための施策をいつ実施するのか ⇒地域で子育て支援の「量の見込み（＝ニーズ）」がどれだけあり、「確保方策（＝ニーズをいつ・何をすることで満たすのか）」を定めるもの
根拠法令	●子ども・子育て支援法第61条第1項 ●子ども・子育て支援法● 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
計画期間	5年間

※1 教育：現行の学校教育法に位置づけられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育

保育：児童福祉法（第6条の3第7項）に位置づけられる乳幼児を対象とした保育

※2 地域子ども・子育て支援事業

：市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画にしたがって実施する事業

3. 計画の構成(仮)

第1章 計画の策定にあたって

第2章 朝来市子ども・子育てを取り巻く現状

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の内容  次世代育成支援行動計画に該当
※子どもの貧困対策計画含む

第5章 幼児期の教育・保育の内容と提供体制  子ども・子育て支援事業計画に該当

第6章 計画の推進体制

資料編

4. 計画期間(第1章)

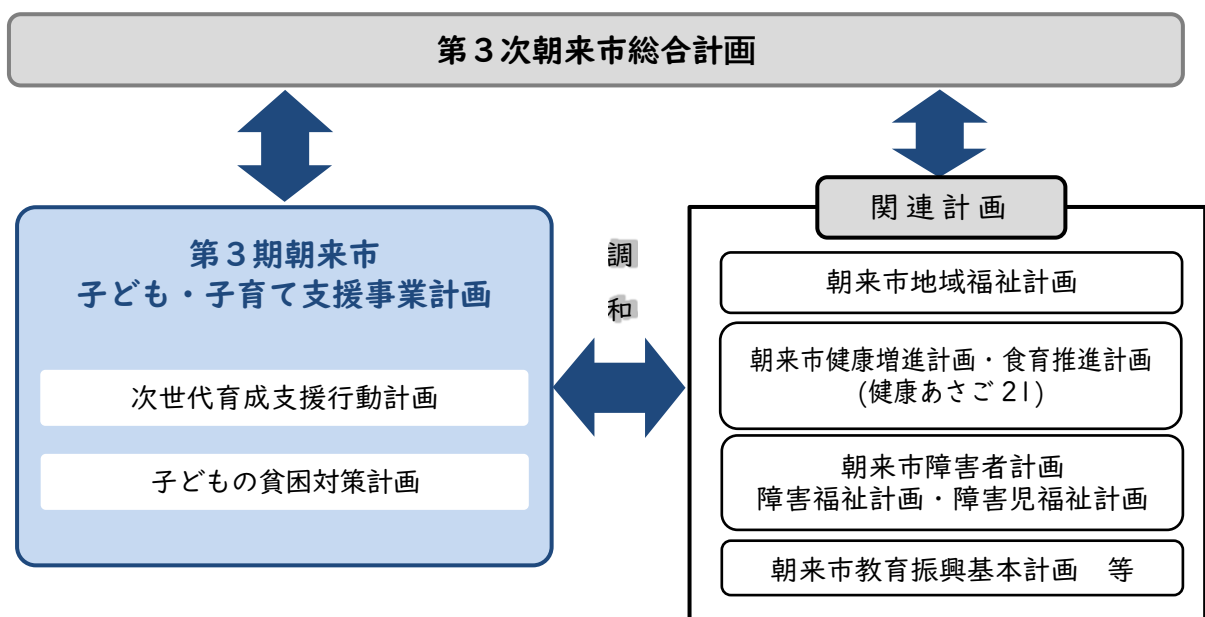
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

5. 計画の位置づけ(第1章)

本計画は、最上位計画である「第3次朝来市総合計画」(令和3年3月策定)及び「第4期朝来市地域福祉計画」(令和4年3月策定)との整合を図るとともに、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定していきます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画も包含しています。

●計画の位置づけ●



6. 量の見込みと確保方策を設定する項目(第5章)

本計画の量の見込みと確保方策については、現行計画の設定に加え、法改正により追加された事業についても、地域子ども・子育て支援事業として新たな設定を検討します。

■現行の設定項目

区 分	対象事業
教育・保育事業	認定こども園（教育・保育）・保育園・地域型保育事業
（自治体が地域の 地域子ども・子育て支援事業 の実情に応じて実施）	利用者支援事業
	地域子育て支援拠点事業
	妊婦健康診査
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	子育て短期支援事業
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	一時預かり事業
	延長保育事業
	病児保育事業
	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

■法改正による新たな事業

- ・ こども誰でも通園制度(仮称)
- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 児童育成支援拠点事業
- ・ 親子関係形成支援事業